

## 録画機能付きデジタルコンバーターを利用した放送サービスに関する利用規約

浜松ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）は、録画機能付きデジタルコンバーター（以下「らくらく録画」）を利用した放送サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき提供します。

### (契約の成立)

**第1条** 当社と加入者との間の本サービスの提供に関する契約は、あらかじめ加入者が本利用規約を了承して申込みをし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

### (申込み内容の変更)

**第2条** 加入者は、前条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

### (本サービス利用開始日)

**第3条** 本サービスの利用開始日は、らくらく録画が加入者宅に設置された日とします。

2 本サービス利用料は設置月翌月分から発生します。

### (解約)

**第4条** 加入者は、本サービスの解約を希望する場合には、解約を希望する日の10日以前に当社に届け出るものとし、当社が受理した希望日を解約日とします。

2 加入者は、本サービスの解約の際、らくらく録画本体、B-CASカード、C-CASカード、電源コード一式を速やかに当社に返却するものとします。この場合、加入者はらくらく録画その他関連設備の撤去または交換に係る費用を負担するものとします。

3 加入者は、本サービス利用料を解約の当月分まで支払うものとします。

### (最低利用期間)

**第5条** 本サービスには、6ヶ月の最低利用期間があります。

### (最低利用期間内の解除料)

**第6条** 加入者は、最低利用期間内に本サービスの解約をする場合には、当該最低利用期間の未経過分に対する本サービス利用料の合計額を、当社が指定する方法により支払うものとします。

### (機器の利用、保管等)

**第7条** 加入者は、本利用規約の各条項及び当社の指示に従ってらくらく録画を善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2 加入者は、らくらく録画に故障、不具合等が生じた場合には、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

3 加入者の故意又は過失により生じた損害に対して、当社は一切責任を負わないものとします。

4 加入者の責に帰すべき理由により、らくらく録画に故障、滅失、毀損等が生じた場合には、当社は加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

### (録画データ及び個人情報の消去)

**第8条** 加入者は、本サービスの解約によるらくらく録画の返却ならびに故障等によるらくらく録画の交換の際には、あらかじめ録画された番組データ及び個人情報を消去しておくものとします。未消去の状態での返却された場合には、当社は加入者に通知なく消去できるものとし、加入者はこれを了承するものとします。

### (免責事項)

**第9条** 加入者によるらくらく録画の利用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 らくらく録画の故障、不具合、誤操作、その他理由により正常に録画ができなかった場合、ならびに録画された番組データが損失した場合の損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、らくらく録画を修理した場合（ハードディスク以外の修理を行った場合も含む。）においても同様とします。

### (本利用規約の変更)

**第10条** 当社は、本利用規約を予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。

### (協議)

**第11条** 本利用規約に定めなき事項に関しては、放送サービスの契約約款を適用するものとし、疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

## 特割セット利用に関する特約

**第1条** 特割セットは、浜松ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）が指定する利用コースを固定的に組み合わせたセットメニューであり、利用コースの組み合わせは以下の通りとします。

- 1 超特割セット（ケーブルテレビCコース、インターネット5Mコース、ケーブルプラス電話）
  - 2 ネット特割セット（インターネット5Mコース、ケーブルプラス電話）
- 尚、インターネット5Mコースは、特割セット専用コースであり、特割セット以外での提供はできないものとします。また、ネット特割セットは、湖西市において限定的に提供するサービスであり、湖西市以外での提供はできないものとします。

**第2条** 当社は、契約者が特割セットを利用する場合には、その利用料金において、通常の利用料金割引額に加え、月額600円（税抜）の特別割引を適用します。

**第3条** 特割セットには、前条の特別割引適用開始月を起算月とする24ヶ月の最低利用期間があります。契約者は、最低利用期間内に第1条に定める当社指定の組み合わせの内、いずれかまたは全部のサービスを解約または休止する場合には、通常解約撤去費用とは別に、違約金として20,000円（税抜）を支払うものとします。

**第4条** 契約者が、第1条に定める当社指定の組み合わせ以外の利用コースに変更した場合には、第2条に定める特別割引の適用を除外します。尚、その場合においても前条の最低利用期間は継続するものとします。

**第5条** 前条に伴い、ケーブルテレビの利用コースが変更となる場合には、インターネットの利用コースはスタンダードコースへ自動的に変更となります。但し、契約者から別に指定がある場合は、その指定内容により変更するものとします。

**第6条** その他提供条件は各サービス契約約款、その他規約に準じるものとします。

附則 この特約は平成24年4月1日より施行します。

## テレビ満喫プラン利用に関する特約

**第1条** テレビ満喫プランは、浜松ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するサービスのうち、ケーブルテレビBコース以上（Sコース・Sコース・Aコース・Bコース）および録画機能付きデジタルコンバーター（以下「らくらく録画」といいます。）、ならびにインターネット接続サービスを契約いただいた場合に、限定的に提供するセットメニューです。

**第2条** 当社は、契約者がテレビ満喫プランを利用する場合には、テレビ満喫プラン専用「らくらく録画」を契約者に貸与するものとし、その利用料金において、通常の利用料金割引額に加え、月額1,000円（税別）の特別割引を適用します。尚、当該特別割引は、前条に定める当社指定サービスの全てにおいて有料利用となった日より適用を開始します。

**第3条** テレビ満喫プランには、前条の特別割引適用開始月を起算月とする24ヶ月の最低利用期間があります。

**第4条** 契約内容の変更等により、第1条に定める当社指定の組み合わせに適合しなくなる場合には、第2条に定める特別割引の適用を除外するとともに、貸与中のテレビ満喫プラン専用「らくらく録画」を撤去または交換するものとし、契約者は、利用コースの変更等に係る手数料ならびに撤去または交換に係る費用を負担するものとします。

**第5条** 契約者は、最低利用期間内に契約内容の変更等により、第1条に定める当社指定の組み合わせに適合しなくなる場合には、前条に定める費用とは別に、違約金として24,000円（非課税）を支払うものとします。

**第6条** テレビ満喫プラン専用「らくらく録画」は、1契約世帯につき1台のみの設置とし、第2条に定める特別割引は当該1台にのみ適用するものとします。複数台のデジタルコンバーターを利用の場合、2台目以降のサービス提供条件は、放送サービス加入契約約款に準じるものとします。

**第7条** 本特約は、「放送サービス加入契約約款」および「録画機能付きデジタルコンバーターを利用した放送サービスに関する利用規約」ならびに「インターネット接続サービス契約約款」を主契約とします。

附則 この特約は平成26年12月1日から施行します。

ケーブルプラス電話及びインターネット@niftyプランをお申し込みの方は下記の契約約款または、会員規約をご確認ください。

KDDI ケーブルプラス電話契約約款

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>

@nifty 会員規約

<http://www.nifty.com/policy/terms.htm>